

岡崎市消防法等 違反の処理実施要領

岡崎市消防本部

岡崎市消防法等違反の処理実施要領

平成30年4月1日制定

岡崎市消防法等違反の処理に関する要綱（以下「処理要綱」という。）の細部運用については、この要領によるものとする。

第1 総則

- 1 違反の処理（以下「処理」という。）とは、消防長、消防署長その他の消防吏員が、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び岡崎市火災予防条例（昭和37年条例第20号。以下「条例」という。）に関する違反（火災その他の災害発生又は人命危険を防止するための措置を必要とする状態又は行為を含む。以下「違反」という。）を警告、命令、許可の取消し、認定の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行により是正させる一連の行政措置をいう。
- 2 処理は、消防上の危険、障害を排除し、又は法令違反を是正させ消防目的の実現を図るために行うものである。
- 3 処理は、消防機関の行政指導によっては、関係者及び違反の行為者（以下「関係者等」という。）の自主的な是正が図られない場合であって、処理要綱第6条による処理の区分のいずれかを適用する必要がある場合に行うものとする。
- 4 処理要綱の運用に当たっては、権限行使の法的根拠を的確に把握するとともに、関係法令及び代決規程その他例規との関連を十分考慮して慎重に行わなければならない。
- 5 処理は、別表第1に定める違反処理基準表（以下「処理基準」という。）に基づき行うものとする。ただし、処理基準に掲げられていない違反事項に対しても必要と認めるときは、実情に応じた措置を行うものとする。
- 6 処理の運用に当たっては、処理基準に定める措置順序によることを原則とする。ただし、違反の事実が火災危険若しくは人命危険の切迫している場合又は異例な処理に係る場合は、処理基準に定める措置順序によらないことができる。
- 7 処理は、関係者等に相当の受忍義務を強制することとなるので、違反事実を客観的に注視してこれを行わなければならない。

第2 個別的事項

1 違反の調査等

- (1) 処理要綱第3条により報告を受けた所属長は、その違反の事実の発生場所を管轄する消防署長又は予防課長（以下「消防署長等」

という。)に通知するものとする。

- (2) 消防署長等は、処理要綱第2条による違反の事実を知ったとき又は前記(1)による違反の事実の通知があったときは、部下の消防吏員にその実情を調査させるものとする。ただし、立入検査により違反の事実が確定しているときは、調査を省略することができる。
- (3) 違反の事実の調査を命じられた消防吏員は、当該違反の実情を調査し、その結果を違反調査報告書(様式第1号)により、取りまとめた結果を消防長へ報告しなければならない。

(4) 違反処理の留保

処理要綱第5条の2の「合理的な理由」とは、次のアからオに掲げる場合とする。なお、違反処理を留保した場合は、違反内容の危険性に対応した代替的安全措置又は防火管理上の安全対策措置を講じさせるものとする。

ア 都市計画法等により、違反建築物の取壊し・移転等の工事が具体化している場合で、違反の程度と比較して留保が妥当な場合

イ 違反建築物の所有権等の権利関係について係争中であり、名宛人が特定できない場合

ウ 破産管財人が決定していない場合

エ 火災等により防火対象物が滅失又は損壊し、実態上使用できない状態の場合(危険物施設を除く。)

オ その他消防長又は消防署長が違反処理を留保することが妥当と認めた場合

2 警告

(1) 警告の意義

警告は、消防長又は消防署長(以下「消防長等」という。)が関係者等に対して法令違反の事実又は危険状態が継続する場合に、別に処分があるべきことを告知して、これを是正させるものであって、法規的には別に規定されたものではないが、ある程度強制的な意味を持つものである。したがって、処理に当たっては、このことを考慮し命令、告発の前提として運用するものとする。

(2) 警告の主体

警告は、原則として消防長等が行うものとする。ただし、処理要綱第8条に該当する場合は、消防長がこれを行う。

(3) 警告の客体

警告を受ける者は、履行義務のある関係者等であって、同一事案

について後日、命令又は告発を行う場合には、当該命令の受命者又は当該告発の被告発人と同一の者でなければならない。

(4) 警告の前段主義

命令又は告発を行おうとするときは、処理要綱第11条第1項第2号又は次に掲げるものを除き、命令又は告発に先立って警告を行うものとする。

ア 法第4条第1項及び第16条の5第1項並びに第34条第1項の規定による資料提出命令及び報告徴収

イ 法第14条の2第3項の規定による予防規程の変更命令

ウ 警告を行う余地のないもの（火災発生の虚偽の通報等）

(5) 警告の要件

ア 法及び条例における規定違反があること。

イ 具体的、現実的な火災その他の災害危険及び人命危険が存在し、又は継続し、それが客観的に認められること。

(6) 警告書の交付権者

警告書は、処理要綱第8条に該当するものを除き消防長等名をもって交付するものとする。

(7) 口頭による警告

消防吏員は、処理要綱第7条第3項により口頭で警告を行ったときは、速やかに違反の口頭処理報告書（様式第2号）にその状況を記録し、報告しなければならない。

(8) 履行期限

ア 警告を行う場合は、その内容に応じ、警告事項の是正に必要とされる適当な期限を客観的に考慮して定めなければならない。

イ 関係者等から、警告に応じられない旨の申出があったときは、その事由を検討し、適応した措置を講ずるものとする。

3 命令

(1) 命令の意義

命令は、行政庁により、法に基づく公権力の行使として一方的になされる行為であって、相手方に対し作為、不作為の義務を命ずるものである。

(2) 命令の主体

命令を行う権限を有する者は、法の各条項により、市長、消防長、消防署長その他の消防吏員である。

(3) 命令の客体

ア 命令を受ける者は、関係者等である。ただし、法のそれぞれ

の条項において、権原を有する関係者が受命者である場合は注意を要する。権原を有しない関係者に対して行った命令は、違法かつ無効になるおそれを生ずるから、命令事項を完全に履行し得る権原を有するか否かを調べ、適正な関係者等に対して行わなければならない。

イ 建築物等の除去、改修等について命令を行う場合は所有者を、管理的事項を命ずる場合は管理者又は占有者を受命者として特定するものとする。

ウ 共有物の除去、改修等について命令を行う場合は、すべての共有者を受命者として特定すること。ただし、管理的事項については、共有者のうちの代表者を受命者として特定することができる。

エ 管理的事項を命ずる場合において、履行義務者が判明しないときは、当該防火対象物の所有者を受命者として特定するものとする。

オ 裁判所により仮処分を受けている防火対象物についての命令は、あらかじめ当該裁判所へ連絡を取ってから行うものとする。

(4) 命令の要件

ア 法及び条例における規定違反があること。

イ 具体的、現実的な火災その他の災害危険及び人命危険が存在し、又は継続し、それが客観的に認められること。

(5) 警告なくして行う命令

処理要綱第11条第1項第2号の「実情が命令による取扱いを必要とするとき。」とは、次のア又はイのいずれかに該当する場合とする。

ア 緊急を要し、警告を行っていても目的とする事態を実現できないと認められるとき。

イ 直ちに命令を行わなければならないと認められる重大な事由のあるとき。

(6) 命令の形式

ア 命令は、書面をもって行うものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(ア) 火災予防上猶予できないと認める場合又は火災が発生したならば人命危険が著しいと認める場合で、緊急に措置を取らなければならないとき。

(イ) 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急に製造

所等の使用の一時停止若しくは使用の制限をする必要があると認めるとき。

(ウ) 危険物の流出その他の事故が発生し、危険物の流出又は拡散により、災害発生危険が著しいと認める場合で、緊急に措置を取らなければならないとき。

イ 消防吏員がアのただし書の口頭命令を行う場合は、消防長等に違反の内容を連絡し、了解を得た後、関係者等に対し消防長名、消防署長名又は市長名で命令を行う旨及び根拠法条を告げるとともに、命令事項（履行期限を含む。）を具体的かつ明確に説明すること。

(7) 履行期限

命令を行う場合は、その内容に応じ、命令事項の是正に必要とされる適当な期限を客観的に考慮して定めなければならない。

(8) 催告

ア 処理要綱第11条第5項の催告は、命令事項の履行期限が経過しても、なお改善されない場合、関係者等に対し当該命令事項の履行を督促する意思表示である。

イ 催告は、命令の履行期限が経過した後、おおむね1か月以内に行うものとする。

(9) 法第9条又は法第9条の4による条例違反

法第9条又は法第9条の4による条例の違反については、具体的、現実的な危険性の程度に応じ、法第9条の違反にあっては法第5条、法第5条の2又は法第5条の3により、法第9条の4の違反にあっては法第3条、法第5条、法第5条の2又は法第5条の3により措置命令を行うものとする。

(10) 改善計画書の提出

処理要綱第11条第4項の計画書の提出が、任意によりがたいときは、処理要綱13条の資料提出命令書により提出させるものとする。

(11) 消防吏員が行う措置命令

ア 処理要綱第7条第3項に規定する法第3条第1項及び法第5条の3第1項の規定に基づく消防吏員による措置命令は、次の(ア)又は(イ)により行うものとする。

(ア) 法第3条第1項第1号及び第2号（法第5条の3第1項において法第3条第1項第1号及び第2号を準用する場合を含む。）にあっては、現実に火気が使用されている場合又は火

気の使用後において火災発生危険が認められる場合に、口頭で措置内容を簡明に説明する。

- (4) 法第3条第1項第3号及び第4号（法第5条の3第1項において法第3条第1項第3号及び第4号を準用する場合を含む。）にあつては、火災発生危険が著しく大であり、火災発生危険の存在又は消防活動上支障となる物件を排除するため、文書で命令する暇のない場合に限り、口頭で措置内容を簡明に説明する。

イ 消防吏員は、口頭による命令を行ったときは、速やかに違反の口頭処理報告書にその状況を記録し、消防署長等に報告しなければならない。

(12) 資料提出命令

ア 資料提出命令は、処理要綱第13条の資料提出命令書により、これを行うものであるが、軽易なものにあつては口頭により提出させることができる。

イ 処理要綱第2条第1項の調査を行うに当たっては、必要に応じ、処理要綱第13条の資料提出命令書により、必要な資料の提出を命ずるものとする。

(13) 報告徴収

ア 報告徴収は、処理要綱第13条の2の報告徴収書により、これを行うものであるが、軽易なものにあつては口頭により提出させることができる。

イ 処理要綱第2条第1項の調査を行うに当たっては、必要に応じ、処理要綱第13条の2の報告徴収書により、必要な資料の提出を命ずるものとする。

(14) 公示の方法

公示の方法は、次により実施するものとする。

ア 公示については、原則、標識の設置、公報への掲載、市役所及び消防署の掲示場への掲示並びに本市のインターネットの利用により実施するものとする。

イ 標識の設置は、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所に入出する人々が容易に視認できる位置（移動タンク貯蔵所においては、原則としてタンク本体）に設置するものとする。また、必要に応じて複数箇所設置するものとする。

ウ 標識を設置するときは、必要に応じて現地を管轄する警察署長に対して立会いを依頼し、複数の職員で行うものとする。

エ 暴行若しくは脅迫を受け、標識の設置が拒まれた場合若しくは妨げられた場合又は設置した標識を損壊された場合は、直ちに警察官と共に必要な措置を講ずるものとする。

(15) 標識の撤去

消防長等は、処理要綱第12条により命令を解除した場合又は命令事項の履行、取消し、撤回若しくは命令対象が消滅した場合等は、速やかに標識の撤去を行うものとする。また、複数の命令事項のうち、一部が履行された場合は、標識の記載内容の修正又は履行された命令事項を削除した新たな標識への取替えを行うものとする。

3の2 許可の取消し

(1) 許可の取消しの意義

許可の取消しは、法第12条の2第1項の規定に基づき、法第11条第1項の規定による許可の効力を将来に向かって消滅させることであって、関係者の既得権益を剥奪することとなるため、裁量権の濫用にならないよう適切に行使しなければならない。

(2) 許可の取消しの主体

許可の取消しを行う権限を有する者は、法の条項により、市長である。

(3) 許可の取消しの客体

許可の取消しを受ける者は、当該許可の取消しに係る施設の処分について権原を有する関係者でなければならないので、その特定を誤らないようにすること。

3の3 聴聞及び弁明の機会の付与

(1) 聴聞

処理要綱第15条の規定により聴聞を行う場合は、次によるものとする。

ア 聴聞の通知

岡崎市聴聞手続規則（平成6年規則第41号）第2条に規定する聴聞通知書は、聴聞を行おうとする日の7日前までに配達証明郵便により通知するものとする。

イ 主宰者

法第8条の2の3第6項（第36条第1項において準用する場合を含む。）及び法第12条の2第1項並びに法第13条の24の規定に基づく処理に係る聴聞の主宰者は、予防課長とする。

ウ 結果通知

聴聞の結果、処理を留保したときは、関係者等にその旨を通報するものとする。

(2) 弁明の機会の付与

処理要綱第16条により弁明の機会を付与する場合は、次によるものとする。

ア 弁明の機会の付与の通知

(7) 処理要綱第16条第2項に規定する弁明通知書は、弁明書の提出期限の7日前までに通知するものとする。

(1) 弁明の機会の付与の通知をしたにもかかわらず、関係者等から提出期限までに何ら応答がない場合は、当該期限を過ぎた時点をもって弁明の機会を付与したものとみなす。

イ 口頭による弁明

消防署長等は、関係者等から弁明を口頭で行いたい旨の申出があったときは、消防長と協議の上、その可否を決定するものとする。

4 告発

(1) 告発の意義

告発は、犯人及び犯罪の被害者その他の告訴権者を除く第三者が、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示であって、被害者や法定代理人が行う告訴と区別される。

(2) 告発の性格

ア 告発は、法の規定の存在とその規定違反に対する処罰を求めることによって、法的秩序を維持するために行う手段である。

イ 告発は、違反者が起訴され、有罪とされることが本来の目的である。したがって、告発をもって臨むことが必要であると判断される違反事実については、当該事実の覚知からの裏付け資料をできる限り収集、整備しておかなければならない。

(3) 告発の主体

告発を行い得る者は、処理要綱により消防長、消防署長その他の消防吏員である。

(4) 告発の客体

被告発人は、法及び条例における罰則の担保のある命令又は規定に違反した者である。

(5) 告発の要件

法及び条例における罰則の担保のある命令違反又は規定違反があること。

(6) 告発の形式

ア 告発の方法は、刑事訴訟法第241条第1項により書面又は口頭のいずれでもよいとされているが、口頭の場合は検察官又は司法警察員に調書の作成義務があるので、事案が緊急を要する場合を除いては、書面により行わなければならない。

イ 消防吏員は、口頭による告発を行ったときは、速やかに違反の口頭処理報告書にその状況を記録し、報告しなければならない。

ウ 告発は、特別の場合を除き当該違反の事件の発生地を管轄する警察署長に対して行うものとする。

(7) 公訴時効との関係

違反事実を特定する場合に公訴時効の問題が生じ、刑事訴訟法第250条に規定する公訴時効の期間を経過した当該違反は、時効が完成することとなるので、次の事項に注意しなければならない。

ア 即時犯に属する法令違反（法第18条第1項違反等）については、違反行為が終了したときから公訴時効が進行する。

イ 継続犯に属する法令違反（法第10条第1項違反等）については、当該違反行為が是正されたときから当該時効が進行する。

ウ 状態犯に属する法令違反（消防法第17条の4第1項違反等）については、その履行期限経過後に当該時効が進行する。

(8) 証拠の収集

証拠の収集は、違反事実を立証するとともに罰条に定める犯罪構成要件を完全に充足するように、次の項目について行わなければならない。

ア 陳情書、投書の類（写）

発信者名、発信年月日、違反内容の明確なものは、犯罪事実の認定に当たり重要な要素となるので、証拠として取り扱うこと。

イ 現認書、改善計画書

現認書には、現認した違反内容を違反者に確認させ、改善計画書には、違反内容を明記させておくこと。

ウ 第三者からの資料

当事者以外の第三者からの違反に関する資料は、重要な証拠と認められるので、必要に応じ納品書、請求書、受領書等の写し又は消防機関の照会に対する答申書を収集しておくこと。

エ 物的証拠

当該違反に関係のある物的証拠は、可能な限り徴収しておくこと。

オ 違反の現場写真

現場写真は、違反の状況証拠として貴重な資料であるから、写真撮影に当たっては、次の各項に留意すること。

- (ア) 撮影年月日、撮影者、撮影場所を台紙に明記し違反の状態が客観的に明らかとなるように配慮して撮影すること。
- (イ) 違反状況は、全体的な状態及び個々の状態を撮影すること。
- (ウ) 関係者等の立会い状況を撮影すること。
- (エ) 危険物の違反であって、当該危険物が容器に収納されていて、内容物の有無が写真で確認しがたい場合は、危険物の収去状況を撮影すること。
- (オ) 写真撮影に当たっては、関係者等と摩擦を起さないよう配慮すること。

カ 実況見分調書

関係者等に立会いを求め、違反対象物又は違反現場の状況を見分し、違反事実の認定に必要な図面及び写真を添付して、実況見分調書(様式第3号)を作成しておくこと。

キ 質問調書

任意に関係者等に対して、違反の事実、違反に至った経過その他必要な事項について質問し、供述を質問調書(様式第4号)として記録しておくこと。この場合、供述の記録を当該関係者等に読み聞かせ、記載内容に誤りのないことを認めたときは、署名を求めるものとする。

ク その他必要な資料

- (ア) 法人を告発する場合は、商業登記簿謄本
 - (イ) 自然人を告発する場合は、住民票
 - (ウ) 就業規則や担当事務を明記する内規等のある場合は当該書類
 - (エ) 作業日誌の類
 - (オ) その他
- (9) 告発に際して留意すべき点

ア 告発書を作成する場合は、風聞等の伝聞証拠を避け、確實かつ有効な証拠を基礎にして行わなければならない。

イ 告発書には、必要に応じ次の資料を添付しなければならない。

- (ア) 現場の図面

- (イ) 防火対象物の位置、構造及び設備の図面
- (ロ) 警告書、命令書、許可取消書等の写し
- (ハ) 違反処理経過簿
- (ニ) 危険物であることを証明する書類
- (ホ) 前記(8)により収集した証拠資料

ウ 口頭により告発をするときは、違反事実の発生地を管轄する警察署へ赴き、担当者に面接の上行うものとする。

エ 一定の組織内において、従業者が業務に関して違反をしたときは、行為者たる従業者はもちろん、業務を管理監督する事業主等法人の代表者も罪責を有する場合が多いので、被告発人を特定するについて留意しなければならない。

(10) 真実の開陳

告発を行うことにより、司法警察員又は警察官から補充調書作成等のため事情聴取を求められたときは、真実を述べなければならない。

5 代執行

(1) 代執行の意義

代執行は、強制執行の一つであって、代替的作為義務(他人が代って行い得る作為義務)について、義務の履行がなされない場合、当該行政庁が自ら義務者のなすべき行為を行い又は第三者をして行わせて、その費用を義務者から徴収する行政庁の処分をいう。

(2) 代執行の主体及び対象

ア 代執行を行い得る者は、義務の履行を強制し得べき命令権の有することを、法のそれぞれの条項において明確に定められた行政庁である。

イ 代執行は、処理要綱第7条第2項により消防長名をもって消防長自身が、法第12条第2項及び第16条の6に該当するものについては岡崎市決裁規程(昭和56年訓第9号)により市長名をもって消防長が行うものである。

(3) 代執行の要件

ア 代執行を行うときは、次の(ア)から(イ)までに掲げる要件の全てを具備しなければならない。

(ア) 法令により直接命ぜられ又は法令に基づき行政庁より命ぜられた義務を権原を有する関係者が履行しないこと。

(イ) 他人が代って行い得る作為義務であること。

(ロ) 他の手段によっては、その履行を確保することが困難であ

ること。

- (I) その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること。

イ 処理要綱第19条第1項の「特に必要があると判断されるとき」とは、当該違反の事案が放置されることにより、次の(7)から(9)までに掲げるもののいずれかに該当する事態が相当の確実性をもって予想される場合をいう。

- (7) 火災発生及び延焼のおそれが著しく大であると認められるとき。

- (8) 人命危険の発生するおそれが著しく大であると認められるとき。

- (9) 消防活動が著しく阻害されると認められるとき。

(4) 代執行の手続

ア 戒告

- (7) 代執行に先立ち、権原を有する関係者に対し、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項による戒告を戒告書をもって行わなければならない。

- (8) 戒告書には、義務の履行に必要とされる適当な履行期限を客観的に考慮して定め、その期限までに履行されないときは、代執行を行うべき旨を明記しなければならない。

イ 代執行令書

- (7) 権原を有する関係者が、戒告を受けて履行期限までに義務を履行しないときは、行政代執行法第3条第2項による通知を代執行令書をもって行わなければならない。

- (8) 代執行令書には、代執行を行うべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行のために要する費用の概算見積額を明記しなければならない。

(5) 執行責任者

処理要綱第20条による現場の執行責任者は、所属長以上の者がこれにあたるものとする。

(6) 代執行と告発との関係

代執行は、処理要綱第19条第1項の趣旨により、原則として次のように行うものとする。

ア 法第3条第1項又は法第5条の規定による代執行は、当該代執行に先立って告発することとし、当該告発によっても関係者による義務が履行されない場合に行うものとする。

イ 法第12条第2項の規定による代執行は、当該代執行に先立って法第12条の2の使用停止命令違反として告発した場合、当該告発によって関係者による義務が履行されないときに行うものとする。

ウ 法第16条の6の規定による代執行は、当該代執行に先立って法第10条第1項違反又は法第11条第1項違反として告発することとし、当該告発によっても関係者による義務が履行されない場合に行うものとする。

(7) 代執行の施行

ア 請負契約により第三者に委託して代執行を行う場合は、執行責任者においてあらかじめ打ち合わせ、注意を与える等適切な指導を行い、代執行の施行に当たり過誤のないようにしなければならない。

イ 代執行を行うときは、代執行を行う現地を管轄する警察署長に対して、作業中の警備等について依頼するものとする。

ウ 執行責任者は、代執行の作業中における事故防止に努めなければならない。

エ 執行責任者は、代執行をいかに行ったかを証明できるよう、執行前と執行完了までの状況を明確に写真撮影しておかなければならない。

(8) 略式の代執行

ア 処理要綱第20条の3に規定する事前の公告は、消防署及び関係のある場所等に掲示するものとし、期間は2週間に履行に必要な日数を加えた期間とする。

イ 処理要綱第20条の4に規定する公示は次のとおりとする。

(7) 公示の期間は、保管を始めた日から起算して14日間とする。

(1) 前記の公示期間が満了しても、なお保管した物件の権原を有する者の氏名及び住所を知ることができない場合は、公示の内容を岡崎市公報に掲載するものとする。

ウ 処理要綱第20条の5に規定する保管物件の売却をすることができる場合とは、保管した物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときとする。

エ 消防長等は、保管物件の所有者等であることを主張する者から、保管物件の返還を求められた場合又は所有権を放棄する旨の申出があった場合は、当該物件の所有者等であることを証明

するに足りる書類の提示を求め、権利の存在を確認し、次の(7)から(9)に定めるところにより、それぞれの書類を提出させるものとする。

(7) 返還を求められた場合で、当該物件が保管されているときは、保管物件返還請求及び受領書（様式第5号）

(8) 返還を求められた場合で、当該物件が売却されているときは、売却代金返還請求及び領収書（様式第6号）

(9) 所有権を放棄する旨の申出があった場合は、所有権放棄書（様式第7号）

5の2 過料事件の通知

(1) 処理要綱第18条の2第1項の「過料をもって対応すべきと認められる場合」とは、次のア又はイ以外の場合とする。

ア 管理について権原を有する者の所在が不明の場合

イ 管理について権原を有する者が届出を忘失していた場合

(2) 過料事件の通知を行うときは、処理要綱第18条の2第2項の過料事件通知書に次の資料を添付して行うものとする。

ア 特例認定申請書（写）及び認定を受けた旨の通知書類（写）

イ 賃貸借契約書又は譲渡証明書の管理権原者に変更があったことを証する書類（写）

ウ 住民票等

6 警告書等の交付

(1) 処理要綱第21条の規定による警告書、命令書、催告書、命令解除通知書、弁明通知書、許可取消書、防火対象物点検報告特例認定取消書、防災管理点検報告特例認定取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）については、違反事項を完全に履行し得る権原を有する関係者等に対して交付するものとする。

(2) 警告書等を関係者等に直接交付するときは、口頭により説明を加えるよう努めること。

(3) 処理要綱第21条の「事情によっては、」とは、関係者等が警告書等の受領を拒否した場合又は遠隔地で直接交付できない場合をいう。

(4) 被送達者の住所不明により郵送できない事態が生じた場合でやむを得ないと認められるときは、岡崎市広告式条例（昭和25年条例第26号）の規定により、送達に代えるものとする。

6の2 関係機関との連絡

処理要綱第22条に掲げる他の法令及び関係のある行政機関とは、
おおむね次のとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）都市政策部
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）土木建設部

6の3 関係市町村長等への通知

処理要綱第23条の規定による通知には、通知書に命令書の写しを添付して行うものとするが、命令を行わずに指導を行ったときは、通知書に立入検査結果通知書の写しを添付して行うことができるものとする。

6の4 免状返納命令に係る違反の報告

- (1) 処理要綱第24条に規定する違反は、危険物取扱者にあつては別表第2、消防設備士にあつては別表第3に掲げるものとする。
- (2) 処理要綱第24条に規定する関係資料は、おおむね次のとおりとする。

ア 第2・1・(4)に規定する違反調査報告書の写し

イ 供述調書、質問調書又は現認書

ウ 実況見分調書

エ 防火対象物の位置、構造及び設備の写真並びに図面

オ 消防用設備等又は危険物施設の設計図

カ その他参考資料

- (3) 消防設備点検資格者が昭和50年自治省告示第89号（消防法施行令第36条に定める防火対象物における消防用設備等を点検する資格を定める件）第3に掲げる法令の違反に該当する場合は、消防用設備点検資格者の資格喪失に係る運用について（平成10年消防予第44号）により事務処理するものとする。

7 資格喪失に係る通報

- (1) 処理要綱第24条の2に規定する違反は、別表第4に掲げるものとする。
- (2) 処理要綱第24条の2に規定する関係資料は、おおむね次のとおりとする。

ア 第2・1・(4)に規定する違反調査報告書の写し

イ 供述調書、質問調書又は現認書

ウ 実況見分調書

エ 防火対象物の位置、構造及び設備の写真並びに図面

オ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計図

- カ 消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検結果報告書の写し
- キ 免状の写し
- ク その他参考資料

8 不服申立て

処理要綱第11条第2項若しくは第3項の規定による命令書、処理要綱第13条の規定による資料提出命令書及び処理要綱第19条第3項の規定による戒告書、代執行令書、代執行費用納付命令書の交付は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第1条の「行政庁の処分」に該当するので、不服申立てが可能であること。

9 書類作成要領

(1) 共通事項

告発書又は警告書等を作成するに当たっては、岡崎市消防本部等文書取扱規程（昭和38年消防本部訓令第3号）に定めるところによるほか、次の点に留意すること。

ア 告発書又は警告書等は原本に基づいて、正本（受命者に交付する。）及び副本（控）を作成し、正本にはそれぞれの交付権者の公印を押すこと。

イ 書類が2枚以上となる場合には毎葉に割印すること。図面及び写真等のつづりも又同様とする。

ウ イの割印は、公印を使用しなければならない。

エ 名宛人（被告発人を含む。）の特定

(ア) 個人の場合

名宛人となる者の現住所及び氏名を次の例により記載すること。

（例）

岡崎市〇〇町字 丁目〇番地

岡崎 太郎

岡崎市〇〇町字 丁目〇番地

〇〇商会

岡崎 太郎

(イ) 法人（代表者）の場合

本店（本社）の所在地、法人名（商号）、代表権を有する者の役職名及び氏名を次の例により記載すること。

（例）

岡崎市〇〇町字 丁目〇番地

〇〇株式会社

代表取締役 岡崎 太郎

岡崎市〇〇町字 丁目〇番地

財団法人 〇〇協会

理事長 岡崎 太郎

(ウ) 法人（代理権を有する工場長等）の場合

代理権を有する支配人、支店長又は工場長等の場合は、当該支配人、支店長又は工場長等の管理下に属する支店又は工場等の対象物の所在地、法人名（事業所名）、代理者の役職名及び氏名を次の例により記載すること。

（例）

岡崎市〇〇町字 丁目〇番地

〇〇株式会社 〇〇工場（支店）

工場長（支店長） 岡崎 太郎

(I) 区分所有の建物の場合

a 違反内容が建物の専有部分に係るものにあつては、当該専有部分の所有者とすること。

b 違反内容が建物の共有部分に係るものにあつては、管理組合等の管理者又は区分所有者全員とすること。

オ 記載された文字又は記号は、これを改ざんしないこと。文字を訂正し、挿入し、又は削除するときは欄外に「訂正何字」、「挿入何字」又は「削除何字」と記載し、これに押印すること。なお、訂正又は削除に係る文字は、横線二条を引き、これを読み得るよう字体を残しておくこと。

カ 略字及び略称は使用しないこと。

キ 末尾に余白が生じた場合は、「以下余白」と記載すること。

ク 様式の使用区分は、次のとおりとする。

(ア) 危険物製造所等以外の防火対象物、屋外の物件等は、処理要綱様式第1号（その1）、第2号（その1）、第9号（その1）

(イ) 危険物製造所等は、処理要綱様式第1号（その2）、第2号（その2）、第9号（その2）

(2) 警告書、命令書

ア 警告書を交付する以前に、口頭により警告を行った場合は、警告する事項の末尾に「〇〇年〇月〇日口頭により警告」と記入すること。

イ 警告する事項及び命ずる事項の欄は、難解な語句又は専門語

を避け、要点を簡明、適切に記載すること。

ウ 命ずる理由欄には、「火災予防上危険」、「火災が発生したならば人命に危険である。」等、その理由を具体的に簡記すること。

(3) 告発書

ア 被告発人

自然人を被告発人とする場合の本籍地、現住所、氏名、生年月日の記載は、住民票等に基づき正確を期すること。また、法人を告発する場合の法人の名称、本社又は本店事務所の所在地（違反場所が異なるときは、その場所も記す。）、代表者氏名及び生年月日の記載は、商業登記簿謄本に基づき正確を期すること。

イ 罪名及び適用法条

罪名は、消防法違反又は火災予防条例違反とし、適用法条は、当該違反に関連する条項及び罰則条項を記載すること。また、法人については必要により、両罰規定を併記すること。

ウ 犯罪の事実

違反の事実につき、どんな違反を、いつ（または何日から何日まで）、どこで、何故したかについて、検察官又は司法警察員が容易に要点を把握できるよう要領よく簡明に記載すること。

エ 証拠となるべき資料

4・(8)により収集した証拠の品名、数量を記載すること。

オ 参考事項

犯罪の情状等について記載するものとし、一般的には次のような事項があげられる。

(ア) 過去における同様な違反に対して警告又は命令を行ったことがある場合には、その改善状況

(イ) 過去における災害発生の有無、なお、災害発生に伴って違反を現認した場合は、その災害事故概要

(ウ) 被告発人の資格、経歴等

(エ) 消防関係法規（特に規制法規）の内容について認識があると推定される場合は、その内容

(オ) 違反内容又は違反場所が地域的に公共危険性がある場合は、その状況

(カ) 危険物の違反にあつては、当該危険物の危険性

(キ) その他必要な事項

カ 意見

処罰を要する理由を記載すること。

(4) 戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書

ア 戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書の交付権者は、命令書の交付権者と同一であること。

イ 代執行令書の防火対象物（物件）の表示欄は、戒告書の同欄と同じものを記載すること。

ウ 代執行費用納付命令書に記載する別途納入通知書は、岡崎市予算決算及び会計規則（昭和39年規則第4号）第31条に定める納入通知書を用いるものとし、納入期限は、交付日よりおおむね20日を基準として記載すること。

(5) 違反処理記録

ア 違反処理経過簿の作成に当たっては、冒頭に必ず年月日を入力すること。

イ 違反処理経過簿は、違反処理開始から処理完了までの必要事項を細部にわたって具体的に入力すること。

第3 運用

- 1 消防署長は、処理要綱第7条第1項に基づいて処理を行った事案について、同条第2項に基づき消防長が行う処理に移行する必要があると認めるときは、関係資料を添えて消防長に上申するものとする。
- 2 消防署（消防署長）の主管事項は、法第3条第1項第4号、第18条、第21条第3項及び第5章から第7章までとし、それ以外の事項は予防課（予防課長）の主管事項とする。
- 3 処理のため、関係者等の出頭を求め、警告事項又は命令事項の履行状況又は履行計画等について事情を聴取する必要があるときは、任意出頭要請書（様式第8号）により、関係者等に対し、出頭を要請するものとする。
- 4 この要領の運用について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

違反処理基準表（ 本表と併せ、令和 4 年11月21日付け消防予第598号通知で改正された「違反処理標準マニュアル」を参考にすること。）

項	違反事項 (違反法条)	処 理 基 準					備 考
		第1次措置	第2次措置	第3次措置	第4次措置	第5次措置	
1	ア 屋外における火災予防上危険な行為 イ 屋外における火災予防上危険な物件の放置 ウ 屋外における消防活動上支障となる物件の放置 (法第 3 条第 1 項、条例第28条)	措置命令 (法第 3 条第 1 項) ただし、物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者を知ることができない場合は、略式の代執行 (法第 3 条第 2 項)	告 発 (法第 44 条第 1 号、法第 45 条第 3 号)				〔適用要件〕 1 屋外において、火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為で火災の予防に危険であると認めるもの 2 屋外において、残火、取灰又は火粉により火災の予防に危険であると認めるもの 3 屋外において火災の予防に危険であると認める危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件 4 屋外において消防の活動に支障になる

							と認められる、放置され、若しくはみだりに存置された物 * 屋外の少量危険物の貯蔵・取扱いについては区分49により処理すること。
2	ア 資料提出命令に違反し、資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出したもの又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたもの イ 正当な理由なく、立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したもの (法第4条第1項、法第16条の3の2第2項、法第16条の5第1項、法第34条第1項)	警告	告 発 (法第44条第2号)				質問の拒否に対しては、罰則が設けられていない。(報告徴収命令によることとなる。)
3	ア 火災予防上危険であると認められるもの イ 消防活動上支障となると認められるもの ウ 火災発生時に人命危険であると認められるもの エ 火災予防上必要があると認められるもの (法第5条第1項)	警告	措置命令 (法第5条第1項)	告 発 (法第39条の3の2第1項、法第45条第1号) 区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等 (法第5条の2第1項第1号)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)		〔事例〕階段、出入口、廊下、通路等の避難上障害となる工作物(固定されているもの又は容易に移動ができない重量物)が設置されている場合

4	(1)	法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、引き続き、火災予防上危険であると認められる場合、消防活動上支障になると認められる場合、火災発生時に人命危険であると認められる場合 (法第5条の2第1項第1号)		使用停止命令等 (法第5条の2第1項第1号)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)				法第5条等とは、法第5条第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項若しくは第4項、法第8条の2第5項若しくは第6項、法第8条の2の5第3項又は法第17条の4第1項若しくは第2項をいう。印の条項については、法第36条第1項において準用する場合を含む。(以下同じ。)
	(2)	法第5条等の規定による命令によっては、火災予防上の危険、消防活動上の支障、火災発生時の人命危険を除去することができないと認められる場合 (法第5条の2第1項第2号)	人命危険が著しく高いもの	使用停止命令等 (法第5条の2第1項第2号)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)				〔事例〕利用者がエレベーターのみで移動する1階段の小規模雑居ビルで、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていない場合
			上記以外のもの	警 告	使用停止命令等 (法第5条の2第1項第2号)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)			〔事例〕自動火災報知設備等が過半にわたり未設置、かつ、防火管理業務が不適正、かつ、避難施設にも不備がある場合
5		ア 火災予防上危険な行為 イ 火災予防上危険な物件の放置 ウ 消防活動上支障となる物件の放置 (法第5条の3第1項、条例第28条)		措置命令 (法第5条の3第1項) ただし、物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者を知ることができ	告 発 (法第41条第1項第1号、法第45条第3号)				〔適用要件〕 1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これら

			ない場合は、 略式の代執行 (法第5条 の3第2項)					に類する行為で火災 の予防に危険である と認めるもの 2 残火、取灰又は火 粉により火災の予 防に危険であると 認めるもの 3 火災の予防に危 険であると認める 危険物又は放置さ れ、若しくはみだり に存置された燃焼 のおそれのある物 件 4 消防の活動に支障 になると認められ る、放置され、若し しくはみだりに存置 された物件 〔事例〕物件が存置さ れていることによ り、容易に通行する ことが困難な場合
				区分4・(1)の 違反事項に 該当する場 合は、使用停 止命令等 (法第5条 の2第1項 第1号)	告 発 (法第39条 の2の2第 1項、法第45 条第1号)			
6	(1)	防火管理者又は防災管理者を選 任していないもの (法第8条第1項(法第36条第 1項において準用する場合を含 む。))	警 告	選 任 命 令 (法第8条 第3項(法第 36条第1項 において準 用する場合 を含む。))	告 発 (法第42条 第1項第1 号、法第45条 第3号)			防火管理者又は防災 管理者として既に選任 されている者が、甲種 防火管理再講習又は防 災管理再講習の課程を 修了しなければなら ない機関において、当該

				区分 4・(1)の 違反事項に 該当する場 合は、使用停 止命令等(法 第 5 条の 2 第 1 項第 1 号)	告 発 (法 第 39 条 の 2 の 2 第 1 項、法第 45 条第 1 号)		課程を修了してい ない場合は、防火管理者 又は防災管理者未選 任の状態となる。
(2)	防火管理者又は防災管理者に必 要な監督業務を行わせていない もの (法第 8 条第 1 項 (法第 36 条第 1 項において準用する場合を含 む。) 条例第 26 条第 1 項)		措置命令 (法 第 8 条 第 4 項(法第 36 条第 1 項 において準 用する場合 を含む。))	告 発 (法 第 41 条 第 1 項第 2 号、法第 45 条 第 3 号)			〔事例〕階段、出入口、 廊下、通路等に物件が 存置されているが、通 常人が容易に通行す ることが可能な程度 の空間が確保されて いる場合
				区分 4・(1)の 違反事項に 該当する場 合は、使用 停止命令等 (法第 5 条 の 2 第 1 項 第 1 号)	告 発 (法 第 39 条 の 2 の 2 第 1 項、法第 45 条第 1 号)		
	(3) 防火管理者又は防災管理者の選 任又は解任の届出を怠ったもの (法第 8 条第 2 項 (法第 36 条第 1 項において準用する場合を含 む。))		告 発 (法 第 44 条 第 8 号)				

7	(1)	統括防火管理者又は統括防災管理者を選任していないもの（法第8条の2第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。））	警 告	選 任 命 令 （法第8条の2第5項（法第36条第1項において準用する場合を含む。））	区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等（法第5条の2第1項第1号）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第45条第1号）		
	(2)	統括防火管理者又は統括防災管理者に必要な監督業務を行わせていないもの（法第8条の2第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。））		措 置 命 令 （法第8条の2第6項（法第36条第1項において準用する場合を含む。））	区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等（法第5条の2第1項第1号）	告 発 （法第39条の2の2第1項、法第45条第1号）		
8		防火対象物又は防災管理対象物の点検結果を報告せず、又は虚偽の報告をしたもの （法第8条の2の2第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。））	警 告	告 発 （法第44条第11号、法第45条第3号）				
9		定期点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの （法第8条の2の2第3項（法第36条第1項又は第6項において準用する場合を含む。））	表示除去・消印命令 （法第8条の2の2第4項（法第36条第1項又は第6項において準用する場合を含む。））	告 発 （法第44条第3号、第17号、法第45条第3号）				

10	(1)	偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの (法第8条の2の3第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。))	認定の取消し (法第8条の2の3第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。))					
	(2)	法第5条等及び法第5条の2第1項の規定の命令がされたもの (法第8条の2の3第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。))						
	(3)	法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの (法第8条の2の3第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。))						
11		特例認定を受けていないにもかかわらず、表示又は紛らわしい表示をしたもの (法第8条の2の3第8項(法第36条第1項又は第6項において準用する場合を含む。))	表示除去・消印命令 (法第8条の2の3第8項(法第36条第1項又は第6項において準用する場合を含む。))	告 発 (法第44条第17号)				

12		避難施設の維持及び管理に基準違反が認められるもの (法第8条の2の4、条例第47条)	警 告	措 置 命 令 (法第5条第1項)	告 発 (法第39条の3の2第1項)		〔適用要件〕 1 避難上必要な施設における物件の放置等 2 避難上必要な施設における防火戸の閉鎖障害となる物件の放置等 * 物件が存置されていることにより、容易に避難することが困難な場合等は区分5により処理すること。
					区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等(法第5条の2第1項第1号)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)	
12の2		自衛消防組織が設置されていないもの (法第8条の2の5第1項)	警 告	設 置 命 令 (法第8条の2の5条第3項)	区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等(法第5条の2第1項第1号)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)	
13	(1)	防災性能を有しない防災対象物品を使用しているもの (法第8条の3第1項)	警 告	措 置 命 令 (法第5条第1項)	告 発 (法第39条の3の2第1項)		

	(2)	防災対象物品若しくはその材料の防災性能に関する表示基準に違反するもの又は防災表示基準と紛らわしい表示をしたもの (法第8条の3第3項)	警 告	告 発 (法第44条第3号、法第45条)				
14		圧縮アセチレンガス等の貯蔵若しくは取扱い又は廃止の届出を怠ったもの (法第9条の3第1項、第2項)	警 告	告 発 (法第44条第8号)				
15	(1)	製造所等以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの (法第10条第1項)	措置命令 (法第16条の6第1項)	告 発 (法第41条第1項第3号、法第45条第2号)				
	(2)	製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100 以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取扱っているもの (法第10条第1項)	警 告	措置命令 (法第16条の6第1項)	告 発 (法第41条第1項第3号、法第45条第2号)			
16	(1)	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて基準違反が認められるもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの (法第10条第3項)	基準維持命令 (法第11条の5第1項、第2項)	使用停止命令 (法第12条の2第2項第1号)	告 発 (法第42条第1項第4号、法第43条第1項第1号、法第45条第3号)			貯蔵所での貯蔵及び取扱い並びに製造所又は取扱所での取扱行為以外の逸脱した態様での貯蔵及び取扱には法第10条第1項を適用する。

(2)	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱について基準違反が認められるもので、漏えい、溢れ、飛散等があるもの又はそのおそれがあるもの (法第10条第3項)	警 告	基準維持命令 (法第11条の5第1項、第2項)	使用停止命令 (法第12条の2第2項第1号)	告 発 (法第42条第1項第4号、法第43条第1項第1号、法第45条第3号)	
	許可若しくは届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの (法第10条第3項)		除去命令 (法第11条の5第1項、第2項)	使用停止命令 (法第12条の2第2項第1号)	告 発 (法第42条第1項第4号、法第43条第1項第1号、法第45条第3号)	
17	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更したもの (法第11条第1項)	警 告	使用停止命令 (法第12条の2第1項第1号)	許可の取消し (法第12条の2第1項第1号)	告 発 (法第42条第1項第2号、第4号、法第45条第3号)	
18	ア 製造所等の完成検査合格前に使用しているもの イ 仮使用承認を受けないで使用しているもの (法第11条第5項)	警 告	使用停止命令 (法第12条の2第1項第2号)	許可の取消し (法第12条の2第1項第2号)	告 発 (法第42条第1項第3号、第4号、法第45条第3号)	仮使用承認を受けているもので、第2次措置を行う場合、仮使用承認を撤回してから措置する。

19	製造所等の譲渡又は引渡しを受けたものの、届出を怠ったもの (法第11条第6項)	警 告	告 発 (法第44条第8号)				
20	製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出を怠ったもの (法第11条の4第1項)	警 告	告 発 (法第44条第8号)				
21	製造所等の位置、構造又は設備に基準違反が認められるもの (法第12条第1項)	緊急を要するもの	措置命令 (法第12条第2項)	使用停止命令 (法第12条の2第1項第3号)	許可の取消し (法第12条の2第1項第3号)	告 発 (法第42条第1項第4号、法第45条第3号)	
		上記以外のもの	警 告	措置命令 (法第12条第2項)	使用停止命令 (法第12条の2第1項第3号)	許可の取消し (法第12条の2第1項第3号)	
22	製造所等の使用が公共の安全の維持又は災害発生の防止上極めて危険な状態となっているもの (法第12条の3第1項)	使用制限命令又は使用停止命令 (法第12条の3第1項)	告 発 (法第42条第1項第5号、法第45条第3号)				
23	製造所等の用途を廃止したものの、届出を怠ったもの (法第12条の6)	警 告	告 発 (法第44条第8号)				
24	(1) 危険物保安統括管理者を定めないうで事業を行っているもの (法第12条の7第1項)	警 告	使用停止命令 (法第12条の2第2項第2号)	告 発 (法第42条第1項第4号、法第45条第3号)			

25	(2)	危険物保安統括管理者が、法令の規定に違反したものの又はこの者に危険物保安統括管理業務を行わせることが、公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあるもの (法第12条の7第1項)	警 告	解 任 命 令 (法第13条の24第1項)	使用停止命令 (法第12条の2第2項第2号、第4号)	告 発 (法第42条第1項第4号、法第45条第3号)	
	(3)	危険物保安統括管理者を選任又は解任したものの、届出を怠ったもの (法第12条の7第2項)		告 発 (法第44条第8号)			
	(1)	危険物保安監督者を定めずに事業を行っているもの (法第13条第1項)	警 告	使用停止命令 (法第12条の2第2項第3号)	告 発 (法第42条第1項第4号、第6号、法第45条第3号)		
	(2)	危険物保安監督者が、法令の規定に違反したものの又はこの者に危険物保安監督業務を行わせることが、公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあるもの (法第13条第1項)		解 任 命 令 (法第13条の24第1項)	使用停止命令 (法第12条の2第2項第3号、第4号)	告 発 (法第42条第1項第4号、法第45条第3号)	
	(3)	危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令を受けたもの (法第13条第1項)	解 任 命 令 (法第13条の24)	使用停止命令 (法第12条の2第2項第4号)	告 発 (法第42条第1項第4号、法第45条第3号)		

	(4)	危険物保安監督者を選任又は解任したものの、届出を怠ったもの (法第13条第2項)	警 告	告 発 (法第44条第8号)				
	(5)	危険物取扱者でないものが、危険物取扱者の立会いなくして危険物を取扱ったもの (法第13条第3項)		告 発 (法第42条第1項第7号)				
26	(1)	予防規程の作成又は変更に係る認可を受けないで、危険物を貯蔵し、又は取扱ったもの (法第14条の2第1項)	警 告	告 発 (法第42条第1項第8号、法第45条第3号)				
	(2)	予防規程の認可を受けているが、その後の製造所等の状況に合わせて適切に変更されていないもの (法第14条の2第1項)		変 更 命 令 (法第14条の2第3項)	告 発 (法第42条第1項第8号、法第45条第3号)			
	(3)	予防規程の変更命令に違反したもの (法第14条の2第3項)		告 発 (法第42条第1項第8号、法第45条第3号)				
27	(1)	屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の定期保安検査を受けていないもの (法第14条の3第1項)	警 告	使用停止命令 (法第12条の2第1項第4号)	許可の取消し (法第12条の2第1項第4号)	告 発 (法第42条第1項第4号、法第45条第3号)		

27	(2)	屋外タンク貯蔵所の定期保安検査を拒み、妨げ、又は忌避したもの (法第14条の3第1項)	警 告	告 発 (法第44条第4号)				
	(3)	屋外タンク貯蔵所の臨時保安検査を受けていないもの (法第14条の3第2項)		使用停止命令 (法第12条の2第1項第4号)	許可の取消し (法第12条の2第1項第4号)	告 発 (法第42条第1項第4号、法第45条第3号)		
	(4)	屋外タンク貯蔵所の臨時保安検査を拒み、妨げ、又は忌避したもの (法第14条の3第2項)		告 発 (法第44条第4号)				
28		製造所等の定期点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの (法第14条の3の2)	警 告	使用停止命令 (法第12条の2第1項第5号)	許可の取消し (法第12条の2第1項第5号)	告 発 (法第42条第1項第4号、法第44条第5号、法第45条第3号)		
29		映写室の構造及び設備に基準違反が認められるもの (法第15条)	警 告	告 発 (法第41条第1項第4号、法第45条第3号)				
30		危険物の積載方法、運搬方法等に基準違反が認められるもの (法第16条)	警 告	告 発 (法第43条第1項第2号、法第45条第3号)				本条は、危険物取扱者の同乗を必要としない。

31	(1)	危険物取扱者を乗車させずに移動タンク貯蔵所による危険物の移送をしたもの (法第16条の2第1項)	警 告	告 発 (法第43条第1項第3号、法第45条第3号)				同乗義務違反の責任の主体は主として運転者であるが、関係者の指示があったと認められたときは、当該関係者とする。
	(2)	危険物取扱者免状を携帯しないで移動タンク貯蔵所に乗車したもの (法第16条の2第3項)		告 発 (法第44条第6号)				
32	(1)	製造所等において危険物の流出事故等に対する応急措置が講じられていないもの (法第16条の3第1項)	応急措置命令 (法第16条の3第3項、第4項)	告 発 (法第42条第1項第9号、法第45条第3号)				
	(2)	製造所等における危険物の流出事故等の発生虚偽の通報をしたもの (法第16条の3第2項)	告 発 (法第44条第10号)					
33		移動タンク貯蔵所の停止又は危険物取扱者の免状の提示を求めたにもかかわらず、拒否したもの (法第16条の5第2項)	警 告	告 発 (法第44条第7号)				

34		消防用設備等又は特殊消防用設備等の未設置、一部未設置又は維持、管理に基準違反が認められるもの (法第17条、法第17条の2の5、第17条の3、条例第39条～第41条の2)	警 告	措 置 命 令 (法 第 17 条 の 4 第 1 項、 第 2 項)	告 発 (法 第 41 条 第 1 項 第 5 号、法第45条 第 2 号、法第 44条第12号、 法 第 45 条 第 3 号)		〔適用要件〕 1 ポンプ及び自動起 動装置の不良、主制 御弁の閉鎖 2 電源しゃ断、ベル 停止 3 設置場所の不適、 破損等 * 改修を伴わない維 持管理違反について は、二次措置として 区分6・(2)により処 理すること。
					区分4・(1)の 違反事項に 該当する場 合は、使用停 止命令等 (法 第 5 条 の 2 第 1 項 第 1 号)	告 発 (法 第 39 条 の 2 の 2 第 1 項、法第45 条第 1 号)	
35	(1)	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る検査を拒み、妨げ又は忌避したもの (法第17条の3の2)	警 告	告 発 (法 第 44 条 第 4 号)			
	(2)	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を怠ったもの (法第17条の3の2)		告 発 (法 第 44 条 第 8 号)			

36	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果を報告せず、又は虚偽の報告をしたもの (法第17条の3の3)	警告	告 発 (法第44条第11号)				1 第2次措置に移行する前に資料提出命令又は報告徴収をするものとする。 2 消火器のみの未報告は、単独では処理しないものとする。
37	消防設備士の資格を有しないのに、工事又は整備を行ったもの (法第17条の5)	警告	告 発 (法第42条第1項第10号)				
38	工事整備対象設備等の着工の届出を怠ったもの (法第17条の14)	警告	告 発 (法第44条第8号)				
39	(1) みだりに望楼、消火栓等を損壊し、又は撤去したもの (法第18条第1項)	告 発 (法第38条、法第39条)					1 本条第1項違反が同時に刑法第114条(消火妨害罪)に該当するときは刑法が適用される。 2 「みだりに」とは、正当な理由なくの意である。
	(2) みだりに消火栓、望楼等を使用し、又はその正当な使用を妨げたもの	告 発 (法第44条第13号)					
	(3) みだりに消防信号等を使用したもの (法第18条第2項)	告 発 (法第44条第14号)					
40	指定消防水利を無届で使用不能にしたもの (法第21条第3項)	告 発 (法第44条第15号)					

41	検定合格表示が付されていない 消防用機械器具等を販売し、販 売の目的で陳列し、又は設置等 の工事に使用したもの (法第21条の2第4項)	警 告	告 発 (法第43条 の4、法第45 条)				
42	消防の用に供する機械器具等に 検定を受けずに検定表示をし、 又は紛らわしい表示をしたもの (法第21条の9第2項)	警 告	告 発 (法第44条 第3号、法 第45条第3 号)				
43	火災警報発令中、条例第31条の 2に定める火の使用制限に違反 したもの (法第22条第4項、条例第31条 の2)	警 告	告 発 (法第44条 第18号)				
44	市長により指定された一定区域 内において、たき火又は喫煙の 制限に違反したもの (法第23条)	警 告	告 発 (法第44条 第18号)				
45	火災警戒区域内における火気使 用の禁止、退去の命令又は出入 の禁止若しくは制限に従わなか ったもの (法第23条の2)	警 告	告 発 (法第44条 第19号)				
46	火災発生虚偽の通報をしたも の (法第24条)	告 発 (法第44条 第20号)					

46 の 2	(1)	火災の現場において、正当な理由がなく情報の提供をしないもの (法第25条第3項)	警 告	告 発 (法第42条 第1項第11号)				消防吏員が現場において口頭で告発を行うときは、現場にいる上司の指示を受けるものとする。
	(2)	火災の現場において、虚偽の情報を提供したもの (法第25条第3項)	告 発 (法第42条 第1項第11号)					
47		消防警戒区域からの退去命令又は出入り禁止若しくは制限に従わなかったもの (法第28条第1項)	警 告	告 発 (法第44条 第21号)				消防吏員が現場において口頭で告発を行うときは、現場にいる上司の指示を受けるものとする。
48	(1)	製造所等から、故意に危険物を漏出、流出、放出させ、又は飛散させて火災危険及び公共の危険を生じさせたもの (法第39条の2)	告 発 (法第39条 の2第1項、 第2項、法第 45条第3号)					本条は「公共の危険」を処罰要件とする具体的危険罪である。
	(2)	製造所等から、業務上必要な注意を怠り、危険物を漏出、流出、放出させ、又は飛散させて火災危険及び公共の危険を生じさせたもの (法第39条の3)	告 発 (法第39条 の3第1項、 第2項、法第 45条第3号)					

49	少量危険物の貯蔵及び取扱い又は少量危険物取扱所の設置及び維持に基準違反が認められるもの (条例第33条～第36条)	緊急を要するもの	措置命令 (法第3条第1項、法第5条第1項、法第5条の3第1項)	告 発 (法第39条の3の2第1項、法第41条第1項第1号、法第44条第1号、法第45条第1号、第3号、条例第58条)				1 少量危険物取扱所で指定数量以上の貯蔵及び取扱い行為が認められたときは、法第10条第1項違反とする。 2 屋外における無届け貯蔵及び取扱いには法第3条第1項が適用され、屋内における無届け貯蔵及び取扱いには法第5条第1項又は法第5条の3第1項が適用される。
				区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等(法第5条の2第1項第1号)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)			
	上記以外のもの		警 告	措置命令 (法第3条第1項、法第5条第1項、法第5条の3第1項)	告 発 (法第39条の3の2第1項、法第41条第1項第1号、法第44条第1号、法第45条第1号、第3号、条例第57条第1号、第2号、条例第58条)			

					区分４・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等（法第５条の２第１項第１号）	告 発（法第３９条の２の２第１項、法第４５条第１号）	
50	可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い又は可燃性液体類等の取扱所の設置及び維持に基準違反が認められるもの（条例第３７条）	緊急を要するもの	措置命令（法第３条第１項、法第５条第１項、法第５条の３第１項）	告 発（法第３９条の３の２第１項、法第４１条第１項第１号、法第４４条第１号、法第４５条第１号、第３号、条例第５７条第３号、条例第５８条）			
				区分４・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等（法第５条の２第１項第１号）	告 発（法第３９条の２の２第１項、法第４５条第１号）		

		上記以外のもの	警 告	措置命令 (法第3条第1項、法第5条第1項、法第5条の3第1項)	告 発 (法第39条の3の2第1項、法第41条第1項第1号、法第44条第1号、法第45条第1号、第3号、条例第57条第3号、条例第58条)	
					区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等 (法第5条の2第1項第1号)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)

51	綿花類等の貯蔵及び取扱い又は綿花類等の取扱所の設置及び維持に基準違反が認められるもの (条例第38条)	緊急を要するもの	措置命令 (法第3条第1項、法第5条第1項、法第5条の3第1項)	告 発 (法第39条の3の2第1項、法第41条第1項第1号、法第44条第1号、法第45条第1号、第3号、条例第57条第3号、条例第58条)				
				区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等 (法第5条の2第1項第1号)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)			
		上記以外のもの	警 告	措置命令 (法第3条第1項、法第5条第1項、法第5条の3第1項)	告 発 (法第39条の3の2第1項、法第41条第1項第1号、法第44条第1号、法第45条第1号、第3号、			

					条例第57条 第3号、条例 第58条)			
					区分4・(1)の 違反事項に 該当する場 合は、使用停 止命令等(法 第5条の2 第1項第1 号)	告 発 (法第39条 の2の2第 1項、法第45 条第1号)		
52	火を使用する設備 等の維持及び管理 に基準違反が認め られるもの (条例第5条～第 12条の2、条例第 19条～第23条、第 25条、第25条の2)	緊急を要す るもの	措置命令 (法第5条 第1項)	告 発 (法第39条 の2の2第 1項、法第45 条第1号)				〔適用要件〕 1 周囲の可燃物の 炭化又は異常加熱 2 設備等の本体、煙 突、配管等の亀裂、破 損等
					区分4・(1)の 違反事項に 該当する場 合は、使用停 止命令等(法 第5条の2 第1項第1 号)	告 発 (法第39条 の2の2第 1項、法第45 条第1号)		
		上記以外の もの	警 告	措置命令 (法第5条 第1項)	告 発 (法第39条 の2の2第 1項、法第45 条第1号)			

					区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等（法第5条の2第1項第1号）	告 発 （法第39条の2第1項、法第45条第1号）		
53	電気設備の維持及び管理に基準違反が認められるもの（条例第13条～第18条、第24条）	緊急を要するもの	措置命令 （法第5条第1項）	告 発 （法第39条の2第1項、法第45条第1号）				〔適用要件〕 1 絶縁材部分の異常加熱による絶縁材等の損傷又は炭化 2 モルタル下地に用いる金属網と電線との絶縁不良等
				区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等（法第5条の2第1項第1号）	告 発 （法第39条の2第1項、法第45条第1号）			
		上記以外のもの	警 告	措置命令 （法第5条第1項）	告 発 （法第39条の2第1項、法第45条第1号）			
					区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使	告 発 （法第39条の2第1項、法第45		

					用停止命令等 (法第5条の2第1項第1号)	条第1号) (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)		
54	指定場所における喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みに関する基準違反が認められるもの (条例第26条～条例第26条の2)	緊急を要するもの	措置命令 (法第8条第4項)	告 発 (法第41条第1項第1号、法第45条第3号)				1 「危険物品」とは、予防規則第12条に該当するものをいう。 2 承認を受けた場所における裸火等の使用禁止命令は、当該承認を撤回した後に行うものとする。
				区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等 (法第5条の2第1項第1号)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)			
		上記以外のもの	警 告	措置命令 (法第8条第4項)	告 発 (法第41条第1項第2号、法第45条第3号)			
					区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等(法第5条の2第1項第1号)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)		

55	防火施設の維持及び管理に基準違反が認められるもの (条例第48条)	警 告	措置命令 (法第5条第1項)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)			〔適用要件〕 1 防火施設の破損、変形 2 防火施設の閉鎖障害等 * 物件が存置されていることにより、一人でさえ避難することが困難な場合等は区分5により処理すること。
				区分4・(1)の違反事項に該当する場合は、使用停止命令等(法第5条の2第1項第1号)	告 発 (法第39条の2の2第1項、法第45条第1号)		

注 「緊急を要するもの」とは、違反の事実が明白であり、かつ火災等の災害発生の危険が切迫している場合をいう。

別表第 2

危険物取扱者に係る違反

項	違 反 行 為 の 種 別 等		
	適 用 条 項		内 容
1	法第10条第 1 項		危険物の無許可貯蔵 危険物の無許可取扱い
2	法第13条第 3 項		資格外危険物の取扱い
3	法第13条の23		危険物取扱者保安講習未受講
4	法第16条の 2 第 2 項		移動タンク貯蔵所の移送基準違反
5	法第16条の 2 第 3 項		危険物取扱者免状不携帯
6	法第16条の 5 第 2 項		移動タンク貯蔵所の停止措置違反
7	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第10条第 3 項	危険物の貯蔵基準違反 危険物の取扱い基準違反
8	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第11条第 1 項	製造所等の無許可設置 製造所等の無許可変更
9	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第11条第 5 項	完成検査前使用 (新設後) 完成検査前使用 (変更後)
10	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第11条の 4	危険物の品名の変更届出義務違反 危険物の数量の変更届出義務違反 危険物の指定数量の倍数変更届出義務違反
11	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第11条の 5	危険物の貯蔵基準遵守命令違反 危険物の取扱い基準遵守命令違反
12	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第12条第 1 項	製造所等の位置の基準維持義務違反 製造所等の構造の基準維持義務違反 製造所等の設備の基準維持義務違反
13	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第12条第 2 項	製造所等の位置の基準適合命令違反 製造所等の構造の基準適合命令違反 製造所等の設備の基準適合命令違反

14	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第12条の 2	使用停止命令違反
15	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第12条の 3	緊急時の使用停止命令違反 緊急時の使用制限命令違反
16	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第12条の 7 第 1 項	危険物保安統括管理者選任義務違反
17	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第12条の 7 第 2 項	危険物保安統括管理者の選解任届出義務違反
18	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第13条第 1 項	危険物保安監督者選任義務違反 危険物保安監督者保安監督業務不履行
19	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第13条第 2 項	危険物保安監督者選解任届出義務違反
20	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第13条の24	危険物保安統括管理者解任命令違反 危険物保安監督者解任命令違反
21	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第14条	危険物施設保安員選任義務違反 危険物施設保安員施設保安業務不履行
22	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第14条の 2 第 1 項	予防規程無認可
23	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第14条の 2 第 3 項	予防規程変更命令違反
24	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第14条の 2 第 4 項	予防規程遵守義務違反
25	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第14条の 3 第 1 項	屋外タンク貯蔵所の保安検査拒否
26	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第14条の 3 第 2 項	屋外タンク貯蔵所の不等沈下等に係る検査拒否
27	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第14条の 3 の 2	定期点検実施義務違反 定期点検の点検記録作成義務違反 定期点検の点検記録保存義務違反
28	危政令第31条 (危険物取扱者の責務)	法第16条	危険物運搬基準違反

29	危政令第31条 （危険物取扱者の責務）	法第16条の2第1項	危険物取扱者の不乗車
30	危政令第31条 （危険物取扱者の責務）	法第16条の3第1項	事故発生時の応急措置義務違反
31	危政令第31条 （危険物取扱者の責務）	法第16条の3第2項	事故発生時の通報義務違反
32	危政令第31条 （危険物取扱者の責務）	法第16条の3第3項	事故発生時の製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）に係る応急措置命令違反
33	危政令第31条 （危険物取扱者の責務）	法第16条の3第4項	事故発生時の移動タンク貯蔵所に係る応急措置命令違反
34	危政令第31条 （危険物取扱者の責務）	法第16条の5第1項	資料提出命令又は立入検査拒否
35	危政令第31条 （危険物取扱者の責務）	法第16条の6	危険物の除去命令違反
36	危政令第31条 （危険物取扱者の責務）	危険物取扱者の責務義務違反（上記以外のもの）	

別表第 3

消防設備士に係る違反

項	違 反 行 為 の 種 別 等		
	適 用 条 項	内 容	
1	法第17条の3の3	資格外の点検の実施 無資格者を利用しての点検の実施	
2	法第17条の5	保有する消防設備士免状対応業務以外の業務実施(資格外の工事若しくは整備の実施又は無資格者を利用しての工事若しくは整備の実施(当該無資格者の作業に対する指導、監督が有効に行われている場合を除く。))	
3	法第17条の10	消防設備士講習受講義務違反	
4	法第17条の12	誠実業務 実施義務 違反	技術基準違反の工事又は整備の実施
			点検基準違反の点検実施
			事実と異なる点検結果の記載
5	法第17条の13	消防設備士免状の携帯義務違反	
6	法第17条の14	工事整備対象設備等の設置工事着手届出義務違反	届出の怠り
			事実と異なる届出
7	法第21条の2第4項	個別検定に合格した旨の表示(検定表示)のない検定対象機械器具等の工事への使用禁止違反	
8	法第21条の16の2	自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合する旨の表示(自主表示)のない自主表示対象機械器具等の工事への使用禁止違反	

別表第 4

消防設備点検資格者に係る違反

違反条項等	項	違反行為の種類別		
消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第7項 平成16年消防庁告示第9号 昭和50年消防庁告示第14号	1	点検基準違反の点検実施	ア	消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能、効用が著しく損なわれている場合
			イ	ア以外の場合
	2	事実と異なる点検結果の記載	ア	消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能、効用が著しく損なわれている場合
			イ	ア以外の場合
消防法第17条の3の3 消防法施行令第36条 消防法施行規則第31条の6第6項 消防法施行規則第31条の6第7項 平成16年消防庁告示第10号	3	資格外の点検実施又は無資格者を利用しての点検の実施		

注 「消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能、効用が著しく損なわれている」とは、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の未設置又は一部未設置と同一視され得る程度に機能、効用が損なわれている状況をいう。

様式第 1 号

年 月 日			
消 防 長 様			
所属、係 階級、氏名			
違 反 調 査 報 告 書			
違 反 者	住 所		
	職 業 名	生 年 月 日	
対 象 物 況	所 在		
	名 称		
	用途等		
違 反 条 項			
違 反 事 項			
過去の査察 指 導 結 果			
違 反 の 発 生 事 由			
措 置 方 針			
参 考 事 項			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2 号

違 反 の 口 頭 処 理 報 告 書					
課（署）			担当者職氏名		経過簿番号
処理実施年月日 及び時間		年 月 日 時 頃	記 録 年 月 日		年 月 日
違 反 者	住 所		違 反 の 対 象		
	職 業				
	氏 名 年 齢				
処 理 区 分		違 反 条 項			
違反の概要					
緊急を要した理由					
処 理 内 容					
処理担当者の意見					
備 考					

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 3 号

実 況 見 分 調 書 (第 回)	
実 況 見 分 の 日 時	開始 年 月 日 時 分 終了 年 月 日 時 分
防火対象物の所在地 名 称 用 途	
上記防火対象物における について本職は 次のとおり見分した。 年 月 日 所 属 階級・氏名	
実 況 見 分 の 目 的	
実況見分の立会人 住 所 職 業 ・ 氏 名 生 年 月 日 ・ 年 齢	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 4 号

質 問 調 書 (第 回)	
質 問 実 施 日 時	開始 年 月 日 時 分 終了 年 月 日 時 分
防火対象物の所在地 名 称 用 途	
上記防火対象物について、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。	
被 質 問 者 住 所 氏 名 生 年 月 日 ・ 年 齢 職 業	
(被質問者氏名) 上記のとおり録取して、読み聞かせ（閲覧させ）たところ、誤りのないことを申し立て、各葉の欄外及び末尾に署名した。 上記のとおり録取して、読み聞かせ（閲覧させ）たところ、誤りのないことを申し立てたが、各葉の欄外及び末尾の署名を拒否した。 年 月 日 録取者 (所属・階級・氏名) 記録者 (所属・階級・氏名)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 5 号

	年 月 日
 ((宛先)岡崎市消防長) ((宛先)岡崎市 消防署長)	
 (請求者) 住 所 氏 名	
 保管物件返還請求及び受領書	
 に保管されている下記物件は、私の所有するものでありますので、 返還を請求します。	
記	
1 名称又は種類	
2 形状及び数量	
貴署保管の上記物件を受領しました。	
年 月 日	
 (受領者) 氏 名	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 6 号

年 月 日	
((宛先) 岡崎市消防長)	
((宛先) 岡崎市 消防署長)	
(請求者)	
住 所	
氏 名	
売却代金返還請求及び領収書	
下記物件は、私の所有するものでありましたので、その売却代金 円の返還を請求します。	
記	
1 名称又は種類	
2 形状及び数量	
上記物件の売却代金として、下記の金額を領収しました。	
記	
金	円
年 月 日	
様	
(受領者)	
住 所	
氏 名	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 7 号

年 月 日	
((宛先)岡崎市消防長)	
((宛先)岡崎市 消防署長)	
住 所 氏 名	
所 有 権 放 棄 書	
に保管されている下記物件は、私の所有するものでありますが、 年 月 日所有権を放棄しますから適宜に処分してください。	
記	
1	名称又は種類
2	形状及び数量

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 8 号

		第	号
		年	月 日
様			
(岡崎市消防長 氏 名印)			
(岡崎市 消防署長 氏 名印)			
任 意 出 頭 要 請 書			
所在地			
名称			
上記対象物について下記のとおりお尋ねしたいので、		年	月
日	時に	へ出頭されるよう要請します。	
記			
注 1 指定された日時に出頭できない場合は、その旨を岡崎市消防本部(岡崎市 消防署)			
(電話(0564) - 担当)まで連絡願います。			
2 出頭の際には、本状を持参してください。			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。